

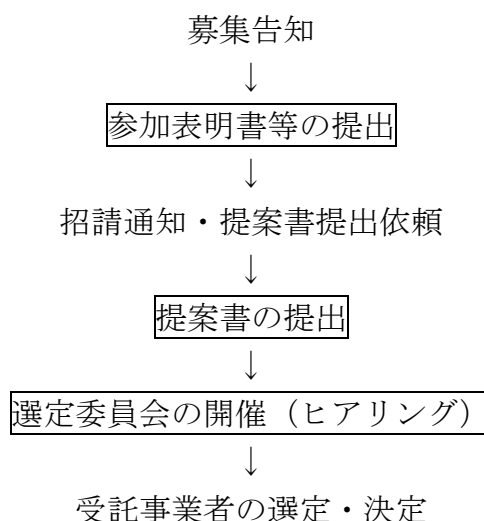
世田谷区学校給食及び食器等搬送業務委託業者選定プロポーザル募集説明書

1 事業概要

(1) 事業目的

学校給食の実施に当たり、自校に給食室が設置されていない世田谷区立小・中学校については、自校調理校または学校給食太子堂調理場から給食等が搬送されています。給食搬送業務においては、学校給食の意義を理解すること及び給食等を安全かつ速やかに搬送する技術等、総合的な力量を持つ事業者を選定することを目的とします。

(2) 選定の流れ



参加表明後、招請通知を受けた事業者から提出された提案書類及びヒアリング結果をもとに業者選定委員会（中学校長会代表及び教育委員会管理職等から構成される）において審議し、令和8年度に本区において上記委託業務を選定します。

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

※本区では、学校給食太子堂調理場・調理校および受配校より毎年、受託事業者の履行状況や衛生管理の状況等の報告を求め、それらを踏まえて翌年度の契約の継続の有・無の判断材料としています。また、契約を継続する場合でも、単年度の契約を通算して5年目を終了した時点で受託事業者の見直しを行っています。

なお、見直しを経てその結果として再び同一事業者と契約する場合があります。

(4) 提案限度額

令和8年度 121,719,950円（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

2 業務内容

本業務は、給食及び食器等の搬送を調理場から行う「調理場方式」と、中学校の給食室から行う「調理校方式」があります。調理場及び調理校にあるコンテナを活用して、給食及び食器等を受配中学校へ、以下のとおり安全かつ速やかに搬送します。

(1) 各方式の搬送順序・時刻等は、調理場長等が作成した搬送計画一覧表により行う。

(2) 搬送は、次のとおり原則1日3便体制とする。

- ・第1便:食器等が格納されたコンテナを調理場、調理校から受配校に搬送すること。
- ・第2便:給食等が格納されたコンテナを調理場、調理校から受配校に搬送すること。
- ・第3便:給食終了後の使用済み食器・食缶等が格納されたコンテナを受配校から回収し、調理場、調理校へ搬送すること。

業務内容の詳細については、添付資料「学校給食および食器等搬送業務委託仕様書(参考版)」を参照。

3 参加者の資格要件

(1) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

(2) 50名以上の従事者(パート社員を含めても可)を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

(3) 令和5年度以降、人身事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、搬送業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

(4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」に登録があること。

(5) 令和5年度以降、市区町村にて学校給食搬送業務を5件以上受託した実績があること。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

(9)「業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長:教育政策・生涯学習部長 玉野 宏一

委員:中学校長会代表 加瀬 康夫

教育総務課長 山本 久美子

学校健康推進課長 鈴木 絵里子

4 参加表明書の提出等

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、①参加表明書（様式1）、②学校給食搬送業務受託実績（様式2-1）、③学校給食搬送業務経験者（様式2-2）、④会社概要（様式任意）を以下に示すとおり提出願います。

なお、これらの書類の作成に関する質疑については、書類提出期限日の前日午後5時まで随時電話にて受付します。

(2) 担当部課

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂1-3-46

世田谷区教育委員会事務局太子堂調理場 小林

TEL 03(3410)2753 FAX 03(3424)4007

電子メールアドレス：招請通知に記載します。

(3) 受領期限、場所及び方法

令和7年11月25日（火）午後5時までに、前記（2）の担当部課に書留又は配達記録郵便により書類を郵送もしくは手渡しで提出してください。その後、全事業者に対し12月1日（月）までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

5 受託候補者選定のための提案書の提出等

(1) 受託候補者業者選定のための提案書の提出

招請通知を受けた事業者は、受託候補者を選定するための提案書を期日までに提出していただきます。

(2) 担当部課

上記4の（2）と同様

(3) 受領期限、場所及び方法

令和8年1月6日（火）午後5時までに、前記（2）の担当部課に書留又は配達記録郵便により書類を郵送もしくは手渡しすると共に、招請通知でお知らせした電子メールアドレスにデータを併せて送信して下さい。

6 提案書の評価項目等について

提案書については、以下のように評価項目等を定めます。

評価項目	評価基準
搬送体制	学校給食を搬送する上での搬送手法・搬送車両寸法・コンテナ固定方法等について
管理体制	責任・指示・報告系統が明確であるか
研修体制	衛生管理・安全管理を含めた本業務に必要な研修の実績・計画は組まれているか
緊急時対応	緊急時の対応能力、本社からの現場支援能力について
従事者管理	適切な人材管理と配置であるか
柔軟な対応能力	迅速で適切な人員確保体制、学校給食搬送という特性への配慮について

7 提案書の作成に関する質疑及び回答

(1) 質疑

提案書の提出に際し質疑がある場合は、令和7年12月8日（月）午後5時までに電子メールまたはFAXで担当部課あて質問票（様式3）を送信して下さい。

(2) 回答

質疑があった場合、令和7年12月15日（月）までに全事業者に対して電子メールにより回答（周知）いたします。

8 ヒアリングの実施

提案書の提出後、すべての提案書提出事業者に対して、次のとおり提案書等の内容説明及び質疑応答を行うためのヒアリングを実施します。提案書等の提出書類及びヒアリングの内容を取りまとめ、業者選定委員会で審議した上で受託資格認定業者を決定します。

(1) ヒアリング実施日時

令和8年1月下旬を予定しています。日時、会場等については改めて周知します。

(2) 提案内容の説明（5分程度）

会社概要及び提出した提案書等の書類について説明して下さい。なお、提案書等の書類をOHP、プロジェクター等で拡大することはできません。また、追加資料を用いることはできません。

(3) 質疑応答（25分程度）

提出のあった書類等をもとに質疑応答を行います。

(4) 出席者

3名以内

9 提案書の審査方法

(1) 業者選定委員会

①選定委員

委員長（教育政策・生涯学習部長）、委員（中学校長会代表、教育総務課長、学校健康推進課長で構成する。）

②日程等

ヒアリング実施日と同日

(2) 審査結果の通知期日及び方法

業者選定委員会での審議終了後、10日以内に全事業者に通知します。なお、疑義がある場合については、通知の日から7日以内（閉庁日を除く。）に書面により説明を求めることができます。

10 提出書類、部数、提出時期

(1) 参加表明に関する書類

	書 類	部 数	期 限
様式1	参加表明書	1部郵送 (書留、配達記録郵便) もしくは手渡し	令和7年11月25日(火)
様式2 (1)～(2)	業務受託状況表		
様式任意	会社概要		

(2) 受託資格認定業者選定に関する書類

	書 類	部 数	期 限
参考資料	提案書	7部郵送 (書留、配達記録郵便) もしくは手渡し および 電子メール	令和8年1月6日(火)
様式3	質問票	1部メール またはFAX	令和7年12月8日(月)

※提案書についての様式は、招請通知と併せて送付します。

1 1 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約

委託に関する事業予算が議会で議決された後に契約を締結します。

(3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定

無し

(4) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ①提出方法、提出先及び受領期間に適合しないもの。
- ②募集説明書に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- ①参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しません。
- ②区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。
- ④区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができます。
- ⑤企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑥提出された企画提案書は返還しません。
- ⑦区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができます。
- ⑧本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することとはできません。
- ⑨本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知します。

⑩区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は世田谷区ホームページ【世田谷区トップページ＞検索メニュー＞区政情報＞契約・入札情報＞公契約条例＞労働報酬下限額】ページ ID：8039）を確認してください。